

平成 28 年 7 月 22 日

子ども・若者部保育認定・調整課

家庭的保育事業等の認可等について（報告）

平成 28 年度第 1 回子ども・子育て会議において意見を求めた世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び平成 28 年度中開業の家庭的保育事業等の認可について、以下のとおり報告する。

1 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

（１）主旨

近年、待機児童対策として保育の受け皿拡大に向け保育所等の整備を推進しているが、保育の担い手の確保が喫緊の課題となるとともに、保育の質の確保についても議論されている。

国が、平成 28 年 2 月に改正省令を公布し、小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所において保育士配置の特例的運用が行えることとするとともに、設備に関する所要の改正を行ったことを受けて、区は、区議会をはじめ子ども・子育て会議等における議論を踏まえ、保育の質の確保を前提として、保育士が行う業務についての要件を一定程度柔軟化することにより、保育における労働力需要に対応するとともに、設備に関する所要の変更を行うため、区規則の一部を改正することとした。

（２）一部改正の内容

ア 小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例（新規。平成 28 年厚生労働省令第 22 号関係）

朝夕の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例を附則に定める。

当分の間、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が算定上 1 人となる時間帯については、保育士 1 人に加えて、区長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者を保育士に代えて配置することを認める。

あわせて、開所時間を通じて常時 2 人を下回ってはならないことを第 8 条、第 9 条、第 12 条及び第 13 条に明確に規定する。

保育の実施にあたり必要となる保育士配置に係る特例を附則に定める。

当分の間、保育所型事業所内保育事業所に限り、1 日につき 8 時間を超えて開所していること等により、利用定員による職員配置基準を超えて、保育士を確保しなければならない場合は、職員配置基準を超えて確保する必要がある保育士の数の範囲内で、区長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者を保育士とみなして配置することを認める。

イ 小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の設備の基準（変更。平成 28 年厚生労働省令第 23 号関係）

建築基準法の一部を改正する法律（平成２６年法律第５４号）の一部の施行等に伴い、防火・避難に関する規定が改正され、引用する条文に変更が生じたため、第７条及び第１１条の規定を改正し、その内容を反映させる。

ウ その他

小規模保育事業所Ａ型及びＢ型、並びに保育所型及び小規模型事業所内保育事業所における１人に限り保育士とみなせる者として、現行の保健師、看護師に加えて助産師を定める。その他文言整理を行う。

（３）一部改正案

資料１－１ 「世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則新旧対照表（案）」のとおり

（４）規則の施行にあたり別に定める事項

資料１－２ 「世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第２項及び第４項に定める保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者等の取扱について（案）」のとおり

（５）今後の予定

平成２８年７月下旬 公布（平成２８年８月１日施行）

２ 平成２８年度中開業の家庭的保育事業等の認可について

（１）基本的な考え方

家庭的保育事業等の認可等について（平成２６年１２月１２日雇児発１２１２第６号）のとおり、子ども・子育て支援事業計画に照らし、当該地域で保育需要が充足されていないことを前提に、家庭的保育事業等の認可に係る申請があった場合には、新規設置は、地域型保育事業整備・運営事業者審査委員会における審査、認可外保育施設から認可事業への移行は、認可外保育施設新制度移行希望事業者適格性審査委員会における審査の結果を踏まえ、認可する。

（２）平成２８年９月１日事業開始予定の家庭的保育事業等

事業区分	事業者及び事業所名称	事業概要（所在地、定員）
小規模保育事業Ａ型	（特非）砧の会 高木保育園	砧六丁目１８番６号１階 定員１９人

資料１－３ 「家庭的保育事業等認可申請概要」のとおり

（３）今後の予定

８月上旬	実地検査（施設等整備中検査）実施
８月中旬以降	認可申請書類審査終了後、認可決定 確認申請書類審査終了後、確認決定
９月１日	事業開始